YOKE 語学ボランティア紹介制度



この制度は、外国人と公共機関職員等のコミュニケーションに通訳が必要な際、登録された語学ボランティアを紹介する制度です。

こんな時は ご相談ください

－私立学校での面談
－幼稚園での面談
－税金・年金の相談
－自治会・町内会への参加
－職業訓練の相談
－家庭裁判所での調停手続
－運転免許の更新手続き
etc.,

公益財団法人
横浜市国際交流協会
（YOKE）
TEL:045-222-1173
FAX:045-222-1187
ホームページ:
http://www.yokeweb.com/

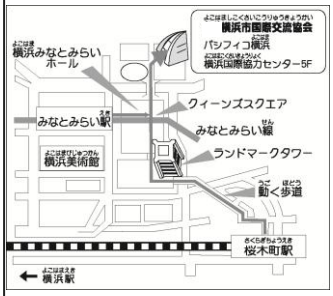

みなとみらい線 みなとみらい駅徒歩7分
JR／市営地下鉄　桜木町駅徒歩 15 分

利用の方法

制度の詳細については 「YOKE 語学ボランティア登録･紹介事業実施要領」をご参照ください。

https://www.yokeweb.com/wp-content/uploads/2024/01/YOKE_gogakuvolunteer_toroku_shoukai_2023.pdf

１．通訳できる言語

英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、フランス語、タガログ語、インドネシア語、ロシア語、その他。

２．紹介できる内容

主に横浜市内の公的機関・団体等で外国人住民が手続き・相談・面談などを行う際の通訳。但し、以下の場合を除きます。

(1) 政治・宗教・営利を目的としたもの
(2) ボランティアとしての通訳を超えるもの（医療通訳、司法通訳など）
(3) 公序良俗に反する内容
(4) その他本事業の目的にそぐわないもの

※横浜市通訳ボランティア派遣制度で対応可能な場合は、同制度を利用します。（通訳謝礼不要）

３．依頼できる機関・人

(1) 原則として横浜市に在住・在勤・在学する外国人本人（代理人可）
(2) 原則として横浜市にある、営利を目的としない団体・組織
(3) その他協会が必要と認めたもの

４．通訳の依頼方法

(1) 原則として希望日の１週間前までに、「ＹＯＫＥ語学ボランティア紹介依頼票」を協会へ提出する。
(2) 協会が申込内容が適当であると認めた場合は、語学ボランティアの紹介を行います。

５．ボランティアへの謝礼の目安

依頼者とボランティアの協議によって決定します。一般的な内容であれば、１回あたり4,000円以上、専門的な内容であれば、１回あたり 6,000円以上が目安です。（交通費含む）。謝礼は、通訳の当日に直接語学ボランティアへお支払いください。

６．連絡先

横浜市多文化共生総合相談センター
（12 言語対応可）
TEL：045-222-1209
FAX：045-222-1187
E-mail：t-info@yoke.or.jp

☆ご確認ください☆

●語学ボランティアは、ボランティア活動でありプロの通訳ではありません。通訳により生じた責任については、依頼者が負うものとします。

●この制度は、ボランティアの自主的な社会参加と依頼者の責任による事業であり、当事者間に発生したトラブルについては、当事者間の責任によるものとします。

●ボランティアのレベルチェックは行っていませんので、ボランティアとの事前連絡時に依頼者ご自身で求めるレベルについて確認してください。

●語学ボランティアは、通訳を通して知り得た個人情報及びプライバシーに関する内容について口外しないことを約束しています。

●当事業は、ボランティアの協力により実施するものですので、依頼内容等を鑑みお引き受けできない場合もあります。

2023 改訂

YOKE 語学ボランティア紹介依頼票

公益財団法人 横浜市国際交流協会 御中

次のとおり、語学ボランティアの紹介を依頼します。　　申し込み日　　年　　月　　日

依頼者	□個人　　□団体・組織
依頼者氏名（団体名および担当者名）	（ふりがな） 担当者名：
	（注）＊依頼者が外国人本人⇒通訳を必要とする人の名前（代理人のときは、代理人の名前も） ＊依頼者が団体・組織⇒団体・組織名および担当者の所属・氏名
依頼者住所	〒
連絡先	電話:　　Fax: e-mail:

希望日時	年　月　日　曜日　時　分～　時　分（　時間　分） ＊１回あたりの通訳時間は２時間以内が目安です
通訳言語	語
通訳場所	名称：
通訳場所の住所・電話・交通	住所： 電話： 交通：最寄り駅　　線　　駅から　徒歩・バス　分
通訳内容（簡単に）	
謝礼の目安	円
確認事項	１語学ボランティアは、ボランティア活動であり、プロの通訳ではありません。通訳により生じた第三者への賠償責任は、依頼者が負うものとします。 ２この事業は、ボランティアの自主的な社会参加と依頼者の責任により成り立っており、当事者間に発生したトラブルについては、当事者間の責任になります。 ３連絡のため、お預かりした個人情報のうち、氏名及び連絡先を語学ボランティアへ提供します。 **□同意する　　□同意しない（⇒派遣できません）** **依頼者署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自筆）**

＜注意事項＞

＊依頼できない内容：1 横浜市通訳ボランティア派遣事業で対応可能なもの　2 政治・宗教・営利を目的としたもの　3 ボランティアとしての通訳を超えるもの（医療通訳、司法通訳など）　4 公序良俗に反する内容　5 その他本事業の目的にそぐわないもの

＊申込み期限：希望日の１週間前まで

＊申込み方法：本依頼書を横浜市国際交流協会へご提出ください。（来所・郵送・Ｅ－ｍａｉｌ）

＊通訳ボランティアへの謝礼は、依頼者の負担です。通訳当日に、直接ボランティアにお支払いください。

＊継続して通訳を希望する場合：３か月を超えて通訳活動を依頼する場合は、再度この依頼票をご提出ください。

ＹＯＫＥ記入欄
通訳ボランティア名